

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 「移動式ガス発生設備」とは、熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三A、一二A、六A、五C、L一、L二又はL三のいずれかをいう。）内の変更を除く。以下「熱量変更」という。）を実施した場合、導管等の工事を行った場合及び災害その他非常の場合に、ガス事業者が、既に供給しているそのガスの使用者に対し、ガスを一時的に供給するための移動可能なガス発生設備であつて、告示で定める方法により算出した貯蔵能力（以下単に「貯蔵能力」という。）が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は零キログラムを超え一万キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合は零立方メートルを超え一万立方メートル未満であるものをいう。</p> <p>（特定導管）</p> <p>第二条の二 法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 「移動式ガス発生設備」とは、熱量変更の実施時、導管等の工事時及び災害その他の非常時に、ガス事業者が、既に供給しているそのガスの使用者に対し、ガスを一時的に供給するための移動可能なガス発生設備であつて、その保有能力（保有できるガスの質量又は標準状態における体積をいう。以下同じ。）が、液化ガスの場合千キログラム未満、圧縮ガスの場合三百立方メートル未満であるものをいう。</p> <p>（特定導管）</p> <p>第二条の二 法第二条第五項の経済産業省令で定める規模以上</p>

の供給能力を有する導管は、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、一二A又は一三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一二A又は一三Aのガスグループをいう。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のとおりとする。

一～三 （略）

（重要な変更）

第十条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 ガス発生設備（特定ガス発生設備、移動式ガス発生設備並びに災害その他非常の場合において、一般ガス事業者がその一般ガス事業の用に供するために他の者から一時的に借り受けるガス発生設備及び一般ガス事業者が他の一般ガス事業者に対して、当該他の一般ガス事業者の一般ガス事業の用に供するために一時的に貸し付けるガス発生設備であつて、当該一般ガス事業者の一般ガス事業の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものを除く。）に関する事項の変更であつて、当該設備の能力を変更するもののうち、当該設備の能力の変更が、当該設備を有する事業者が有するガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの

二～四 （略）

（供給計画の期間）

2 第二十五条 （略）

の供給能力を有する導管は、ガス（メタンを主成分とするガスであつて、一二A又は一三Aのガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第二十七号）別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一二A又は一三Aのガスグループをいう。）に属するものに限る。）を供給する導管であつて、次のとおりとする。

一～三 （略）

（重要な変更）

第十条 法第九条第一項の経済産業省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 ガス発生設備（特定ガス発生設備及び移動式ガス発生設備を除く。）に関する事項の変更であつて、当該設備の能力を変更するものうち、当該設備の能力の変更が、当該設備を有する事業者が有するガス発生設備の能力の合計の十パーセント以上のもの

二～四 （略）

（供給計画の期間）

2 第二十五条 （略）

3 第一項又は第二項に規定する期間の初年度の開始の日から六年以内に供給するガスの熱量変更に着手する一般ガス事業者にあつては、前二項の規定にかかわらず、次条において、経済産業大臣が定める一般ガス事業に関する事項のうち熱量変更に係るもの限り、六年とする。

第五十二条 法第三十六条の二の二第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- 三 登録ガス工作物検査機関が行う法第三十六条の二の二第二項の検査に合格したガス工作物であつて、当該合格後に当該合格に係る場所以外の場所に移転したものを、当該合格に係る場所に移転して使用する場合（当該ガス工作物を当該合格に係る場所から移転した時から、当該合格に係る場所に移転して使用する時までの間に、当該ガス工作物を修理し、若しくは改造し、又は当該ガス工作物が損壊した場合を除く。）

四 (略)

別表第一（第四十六条、第四十七条、第五十条関係）

工場の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一 製造所の設置の 工事	設置（二）（二）若しくは（四）又は三の上欄に掲げる	設置（二）（二）若しくは（四）又は三の上欄に掲げる

3 第一項又は第二項に規定する期間の初年度の開始の日から六年以内に供給するガスの熱量の変更（同一のガスグループ（ガス用品の技術上の基準等に関する省令別表第三の備考の適用すべきガスグループの項に掲げる一三A、一二A、六A、五C、L一、L二又はL三のいずれかをいう。）内の変更を除く。以下「熱量変更」という。）に着手する一般ガス事業者にあつては、前二項の規定にかかわらず、次条において、経済産業大臣が定める一般ガス事業に関する事項のうち熱量変更に係るもの限り、六年とする。

第五十二条 法第三十六条の二の二第一項ただし書の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 一・二 (略)
- (新設)

三 (略)

別表第一（第四十六条、第四十七条、第五十条関係）

工場の種類	工事計画届出対象	使用前検査対象
一 製造所の設置の 工事	設置（二）（二）又は三の上欄に掲げる工事の種類に	設置（二）（二）又は三の上欄に掲げる工事の種類に

<p>二 製造所の変更の 工事（特定製造所 に係るものを除く 。）</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 移動式ガ ス発生設備（ 当該移動式ガ ス発生設備と 一体となつて ガスの製造の 用に供される 調整装置を含 み、その貯蔵 能力が、貯蔵 するガスが液 化ガスの場合 は千キログラ ム未満、貯蔵 するガスが圧 縮ガスの場合 は三百立方メ ートル未満で</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>工事の種類に応じ て、それぞれ中欄 に該当する設置の 工事に限る。）</p>
<p>(略)</p>	<p>設置（(四)の上 覧に掲げる工事の 種類に応じて、そ れぞれ中欄に該当 する設置の工事に 限る。）</p>	<p>(略)</p>	<p>工事の種類に応じ て、それぞれ下欄 に該当する設置の 工事に限る。）</p>
<p>(略)</p>	<p>設置（(四)の上 覧に掲げる工事の 種類に応じて、そ れぞれ下欄に該当 する設置の工事に 限る。）</p>	<p>(略)</p>	<p>工事の種類に応じ て、それぞれ下欄 に該当する設置の 工事に限る。）</p>
<p>二 製造所の変更の 工事（特定製造所 に係るものを除く 。）</p> <p>(一)・(二) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>じて、それぞれ中 欄に該当する設置 の工事に限る。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>じて、それぞれ下 欄に該当する設置 の工事に限る。）</p>
<p>(略)</p>	<p>(新設)</p>	<p>(略)</p>	<p>じて、それぞれ下 欄に該当する設置 の工事に限る。）</p>

あるものを除く。以下この表において同じ。)の設置
 (四) 移動式ガス発生設備の設置の工事以外の変更の工事であつて、次の設備に係るもの
 1 容器

貯蔵する部分	(2) 耐圧部分及び液化ガスを貯蔵する部分に限る。)に	器に係るもの	液化ガス用容器	なるもの又は	しくは中圧と	圧力が高圧若	後の最高使用	うもの(変更	力の変更を伴	(1) の	、	次に掲げるも	2	1
													設置	改造であつて

貯蔵する部分	(2) 耐圧部分及び液化ガスを貯蔵する部分に限る。)に	器に係るもの	液化ガス用容器	なるもの又は	しくは中圧と	圧力が高圧若	後の最高使用	うもの(変更	力の変更を伴	(1) の	、	次に掲げるも	2	1
													設置	改造であつて

		3 器 ガス発生			2 集合装置														
及ばすもの(強度に影響を耐圧部分の	(2) を伴うもの	(1) の	2	1	3	の	(3)												
			改造であつて	設置	位置の変更			を伴うもの	種類の変更	を伴うもの	能力の変更	次に掲げるも	改造であつて	設置	位置の変更	の	全弁に係るも	ス用容器の安	器又は液化ガ
及ばすもの(強度に影響を耐圧部分の	(2) を伴うもの	(1) の	2	1	3	の	(3)												
			改造であつて	設置	位置の変更			を伴うもの	種類の変更	を伴うもの	能力の変更	次に掲げるも	改造であつて	設置	位置の変更	の	全弁に係るも	ス用容器の安	器又は液化ガ

<p>5 増熱器</p>	<p>4 調整装置</p>	<p>3 液化ガス用配管に係るものを除く。)</p> <p>(3) 安全弁に係るもの</p> <p>2 1 設置</p> <p>2 型式の変更であつて、切換方式の変更を伴う改造</p> <p>3 調整能力の変更を伴う改造</p> <p>1 設置</p> <p>2 位置の変更(最高使用圧力が高圧のものに限る。)</p> <p>3 改造であつて、次に掲げるもの(変更後の最高使用圧力が高圧となるものに限る。)</p>
<p>3 強度に影響を及ぼすもの</p> <p>(2) 耐圧部分の</p> <p>(1) 能力の変更を伴うもの</p>	<p>3 改造であつて、次に掲げるもの(変更後の最高使用圧力が高圧となるものに限る。)</p> <p>2 1 設置</p> <p>2 位置の変更(最高使用圧力が高圧のものに限る。)</p> <p>3 改造であつて、次に掲げるもの(変更後の最高使用圧力が高圧となるものに限る。)</p>	<p>3 液化ガス用配管に係るものを除く。)</p> <p>(3) 安全弁に係るもの</p> <p>2 1 設置</p> <p>2 型式の変更であつて、切換方式の変更を伴う改造</p> <p>1 設置</p> <p>2 位置の変更(最高使用圧力が高圧のものに限る。)</p> <p>3 改造であつて、次に掲げるもの(変更後の最高使用圧力が高圧となるものに限る。)</p>

別表第二(第四十七条関係)		
ガス工作物の種類 製造所 一〇六 (略) 七) 移動式ガス発生設備 (当該移動式ガス発生設備と一体となつてガスの製造の用に供される調整装置を含み、そ	記載すべき事項 一般記載事項 設備別記載事項(届出に係る工事の内容に限る。)	(3) 安全弁に係るもの 4) 取替えであつて、最高使用圧力が高圧のもの 5) 廃止 (略)
	添付書類(届出に係る工事の内容に限る。)	力が高圧のもの (略)
	(略)	(略)

別表第二(第四十七条関係)		
ガス工作物の種類 製造所 一〇六 (略) (新設)	記載すべき事項 一般記載事項 設備別記載事項(届出に係る工事の内容に限る。)	(略)
	添付書類(届出に係る工事の内容に限る。)	(略)
	(略)	(略)

の貯蔵能力が、貯蔵するガスが液化ガスの場合は千キログラム未満、貯蔵するガスが圧縮ガスの場合には三百立方メートル未満であるものを除く。

(一) 容器

最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

(1) 種類、容積及び最高使用圧力

(2) 主要寸法及び材料

(3) 安全弁の種類、主要寸法、材料、個数及び取付箇所

最高使用圧力が高圧若しくは中圧の容器又は液化ガス用容器に係る次の事項

(1) 容器及びその附属設備の構造図

(2) 強度計算書

(3) 安全弁の構造図及び吹出量計算書

(二) 集 合装置	(三) ガ ス発生 器	(四) 調 整装置	(五) 増 熱器	(4) 耐圧部分の 構造	種類及び能力 主要寸法及び 材料	型式及び能力 主要寸法	安全弁の種類 及び取付箇所	型式及び能力 切換方法	型式、能力及 び最高使用圧力 主要寸法	最高使用圧力 が高圧の増熱器 に係る次の事項 に係る次の事項 材料	(2) 安全弁の種 類、主要寸法 、材料、個数 及び取付箇所	安全弁の種 類、主要寸法 、材料、個数 及び取付箇所	構造図	1 構造図 2 原料液の流出 防止措置に関す る説明書	構造図	1 増熱器及びそ の付属設備の構 造図（これらの 配置の状況が明 らかとなるよう に図示すること 。）	2 最高使用圧力 が高圧の増熱器 に係る次の書類 強度計算書 安全弁の構 造図及び吹出 量計算書	3 増熱の方法に 関する説明書（ 露点に関するも	

別表第三（第七十四条、第七十七条関係）

二 集合装置	一 令第一条に規定 する容器	類	特定ガス工作物の種	記載すべき事項	添附書類	(略)	(略)	(略)	4 のを含む。） 制御方式に關 する説明書
		最高使用圧力が高 圧若しくは中圧の 容器又は液化ガス 用容器に係る次の 事項	最高使用圧力が高 圧若しくは中圧の 容器又は液化ガス 用容器に係る次の 事項	最高使用圧力が高 圧若しくは中圧の 容器又は液化ガス 用容器に係る次の 事項					
2 主要寸法及び 材料	1 種類及び能力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 、主要寸法、材 料、個数及び取 付箇所	(2) 主要寸法及び 材料	(1) 種類、容積及 び最高使用圧力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 強度計算書	(2) 基礎に関する 説明書	(1) 容器及びその 附属設備の構造 図
2 主要寸法及び 材料	1 種類及び能力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 、主要寸法、材 料、個数及び取 付箇所	(2) 主要寸法及び 材料	(1) 種類、容積及 び最高使用圧力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 強度計算書	(2) 基礎に関する 説明書	(1) 容器及びその 附属設備の構造 図

別表第三（第七十四条、第七十七条関係）

二 集合装置	一 令第一条に規定 する容器	類	特定ガス工作物の種	記載すべき事項	添附書類	(略)	(略)	(略)	(略)
		最高使用圧力が高 圧若しくは中圧の 容器又は液化ガ ス用容器に係る次 の事項	最高使用圧力が高 圧若しくは中圧の 容器又は液化ガ ス用容器に係る次 の事項	最高使用圧力が高 圧若しくは中圧の 容器又は液化ガ ス用容器に係る次 の事項					
2 主要寸法およ び材料	1 種類および能 力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 、主要寸法、材 料、個数および 取付箇所	(2) 主要寸法およ び材料	(1) 種類、容積お よび最高使用圧 力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 強度計算書	(2) 基礎に関する 説明書	(1) 容器およびそ の附属設備の構 造図
2 主要寸法およ び材料	1 種類および能 力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 、主要寸法、材 料、個数および 取付箇所	(2) 主要寸法およ び材料	(1) 種類、容積お よび最高使用圧 力	(4) 耐圧部分の構 造	(3) 安全弁の種類 強度計算書	(2) 基礎に関する 説明書	(1) 容器およびそ の附属設備の構 造図

三 気化装置	1 型式及び能力 2 主要寸法 3 安全弁の種類及び取付箇所 4 耐圧部分の構造	1 構造図 2 原料液の流出防止措置に関する説明書
四 調整装置	1 型式及び能力 2 切換方式 3 主要寸法及び材料(屋根にあつては、材料に限る。)	1 構造図
五 特定ガス発生設備の設置場の屋根又は障壁		構造図

様式第6 (第9条、第11条関係)

ガス工作物変更届出書

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 変更が移動式ガス発生設備に係る場合には、ガス発生設備の「設備の場所」の欄には「保管の場所」、「種類」の欄には「空気吸入式、圧縮ガス式又は液化ガス式の別」、「能力別の数」の欄には「移動式ガス発生設備1基当たりの貯蔵能力及びガス発生能力ごとの基数」を記載すること。
- 3～7 (略)

三 気化装置	1 型式および能力 2 主要寸法 3 安全弁の種類および取付箇所 4 耐圧部分の構造	1 構造図 2 原料液の流出防止措置に関する説明書
四 調整装置	1 型式および能力 2 切換方式 3 主要寸法および材料(屋根にあつては、材料に限る。)	1 構造図
五 特定ガス発生設備の設置場の屋根または障壁		構造図

様式第6 (第9条、第11条関係)

ガス工作物変更届出書

(略)

- 備考 1 (略)
- 2 変更が移動式ガス発生設備に係る場合には、ガス発生設備の「設備の場所」の欄には「保管の場所」、「種類」の欄には「空気吸入式、圧縮ガス式又は液化ガス式の別」、「能力別の数」の欄には「移動式ガス発生設備1基当たりの保有能力及びガス発生能力ごとの基数」を記載すること。
- 3～7 (略)

